

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新地町は、国民健康保険税の賦課に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、個人情報の保護及び取扱いに関し契約に含めるなど情報について必要かつ適切な監督を行うこととしている。

評価実施機関名

福島県新地町長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税の賦課に関する事務
②事務の概要	新地町は、地方税法、国民健康保険法および行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①国民健康保険税の賦課（世帯主及び擬制世帯主） ②国民健康保険税の軽減及び減免（非自発的失業者など） ③国民健康保険税の徴収（納付書、口座振替、年金特別徴収など） ④国民健康保険税の滞納整理業務 番号法の別表に基づいて、新地町は、国民健康保険税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）または社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」（以下「支払基金等」という。）に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。
③システムの名称	1. 国民健康保険税システム 2. 収滞納システム 3. 統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 国保情報集約システム 6. 国保総合システム 7. 医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 国民健康保険税ファイル 2. 収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項 別表24、44の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条、第71条並びに第73条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び同号に基づく主務省令第2条の表 [情報提供] 1、2、3、6、13、42、48、56、65、69、83、87、115、125、141、158、164、165、166、173の項 [情報照会] 48、69、71の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新地町総務課 〒979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30番地 電話 0244-62-2111 ファックス 0244-62-3194
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新地町税務課 〒979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30番地 電話 0244-62-2119 ファックス 0244-62-4043
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果		
基礎項目評価の実施が義務付けられる		

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。		
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

	判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで情報提供を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設けている。 また、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項を遵守している。
--	-------	--

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 国民健康保険税システム 2. 収滞納システム 3. 統合宛名システム	1. 国民健康保険税システム 2. 収滞納システム 3. 統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 国保情報集約システム 6. 国保総合システム	事後	平成30年度制度改正に伴い、市町村と国保連合会との間で、マイナンバーを含む資格情報の連携が必要になることによる変更
平成30年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一 16の項	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一 16、30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [情報提供] 46の項 [情報照会] 27、44、45の項	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [情報提供] 42、46の項 [情報照会] 27、42、44、45の項 ・内閣府・総務省令第7号 第1条、第20条、第25条	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 渡部 和秋	税務課長 目黒 佳子	事後	変更
平成30年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	新地町税務課 千979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30番地 電話 0244-62-2119 ファックス 0244-62-3194	新地町税務課 千979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30番地 電話 0244-62-2119 ファックス 0244-62-4043	事後	ファックス変更
平成30年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成27年4月1日時点	平成30年3月1日時点	事後	
平成30年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成27年4月1日時点	平成30年3月1日時点	事後	
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成30年3月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成30年3月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課又は地方税に関する調査に関する事務であって主務省令で定めるもの。 ①地方税の課税標準の決定又は更正、税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知 ②国民健康保険税の賦課 ③国民健康保険税の減免 ④国民健康保険税の特別徴収(対象者の通知) ⑤国民健康保険税の特例(非自発的失業に係る保険料の軽減) ⑥国民健康保険税の特別徴収(税額通知) ⑦その他保険税の賦課に関すること	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課又は地方税に関する調査に関する事務であって主務省令で定めるもの。 ①地方税の課税標準の決定又は更正、税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知 ②国民健康保険税の賦課 ③国民健康保険税の減免 ④国民健康保険税の特別徴収(対象者の通知) ⑤国民健康保険税の特例(非自発的失業に係る保険料の軽減) ⑥国民健康保険税の特別徴収(税額通知) ⑦その他保険税の賦課に関すること 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)(または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))」(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事前	医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律に基づく、オンライン資格確認関係事務において医療保険者等向け中間サーバー等へ特定個人情報を連携することとなるため変更
令和2年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 国民健康保険資格システム 2. 国民健康保険給付システム 3. 統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 国保情報集約システム 6. 国保総合システム	1. 国民健康保険資格システム 2. 国民健康保険給付システム 3. 統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 国保情報集約システム 6. 国保総合システム 7. 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一 30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一 16、30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条 2. オンライン資格確認の準備業務 ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [情報提供] 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、109、119 の項 [情報照会] 42、43 の項	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [情報提供] 42、46 の項 [情報照会] 27、42、44、45 の項 ・内閣府・総務省令第7号 第1条、第20条、第25条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	②税務課長 目黒 佳子	②課長	事後	修正
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	集計日の更新
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	集計日の更新
令和3年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課又は地方税に関する調査に関する事務であつて主務省令で定めるもの。 ①地方税の課税標準の決定又は更正、税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知 ②国民健康保険税の賦課 ③国民健康保険税の減免 ④国民健康保険税の特別徴収(対象者の通知) ⑤国民健康保険税の特例(非自発的失業に係る保険料の軽減) ⑥国民健康保険税の特別徴収(税額通知) ⑦その他保険税の賦課に関すること 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしきいの導入を行うとされたことと、当該しきいのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)(以下「国保中央会」という。)(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。))に委託することとができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)(以下「支払基金」という「取りまとめ機関」という。)(以下「支払基金等」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)(以下「支払基金等」という。))が医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課又は地方税に関する調査に関する事務であつて主務省令で定めるもの。 ①地方税の課税標準の決定又は更正、税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知 ②国民健康保険税の賦課 ③国民健康保険税の減免 ④国民健康保険税の特別徴収(対象者の通知) ⑤国民健康保険税の特例(非自発的失業に係る保険料の軽減) ⑥国民健康保険税の特別徴収(税額通知) ⑦その他保険税の賦課に関すること 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしきいの導入を行うとされたことと、当該しきいのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)(以下「国保中央会」という。)(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。))に委託することとができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)(以下「支払基金」という「取りまとめ機関」という。)(以下「支払基金等」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)(以下「支払基金等」という。))が医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一 16、30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条 2. オンライン資格確認の準備業務 ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一 16、30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [情報提供] 42、46 の項 [情報照会] 27、42、44、45 の項 ・内閣府・総務省令第7号 第1条、第20条、第25条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として 機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [情報提供] 42、46 の項 [情報照会] 27、42、44、45 の項 ・内閣府・総務省令第7号 第1条、第20条、第25条	事後	
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	集計日の更新
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	集計日の更新
令和5年8月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法律改正に伴うもの
令和7年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課又は地方税に関する調査に関する事務であって主務省令で定めるもの。 ①地方税の課税標準の決定又は更正、税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知 ②国民健康保険税の賦課 ③国民健康保険税の減免 ④国民健康保険税の特別徴収(対象者の通知) ⑤国民健康保険税の特例(非自発的失業に係る保険料の軽減) ⑥国民健康保険税の特別徴収(税額通知) ⑦その他保険税の賦課に関すること 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。	新地町は、地方税法、国民健康保険法および行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成27年法律第27号。以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①国民健康保険税の賦課(世帯主及び擬制世帯主) ②国民健康保険税の軽減及び減免(非自発的失業者など) ③国民健康保険税の徴収(納付書、口座振替、年金特別徴収など) ④国民健康保険税の滞納整理業務 番号法の別表に基づいて、新地町は、国民健康保険税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。	事後	法律改正に伴うもの
令和7年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一 16、30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表24、44の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条、第71条並びに第73条	事後	法律改正に伴うもの
令和7年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [情報提供] 42、46 の項 [情報照会] 27、42、44、45 の項 ・内閣府・総務省令第7号 第1条、第20条、第25条	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 [情報提供] 1、2、3、6、13、42、48、56、65、69、83、87、115、125、141、158、164、165、166、173の項 [情報照会] 48、69、71の項	事後	法律改正に伴うもの